

- 気候風土適応住宅は、地域の気候及び風土に応じた特徴を多面的に備えている住宅であることにより、建築物省エネ法(※)に基づく省エネ基準適合義務制度において外皮基準に適合させることが困難であるものとして、国土交通大臣が定める基準に適合する住宅のこと。
- 省エネ基準適合義務制度において、外皮基準を適合除外、また一次エネルギー消費量基準への評価にあたっては、標準的な断熱性能を有しているという仮定で評価を実施。

※建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

国が定める気候風土適応住宅の要件

下記の項目に該当※する住宅について、気候風土適応住宅とすることが可能。また、国が定める基準の他に、所管行政庁がその地方の自然的社会的条件の特殊性に応じて、独自に基準を定めることが可能。

※気候風土住宅の要件について、断熱性能への影響を鑑みて、いずれか一つのみ該当して気候風土適応住宅に適合する項目と複数該当して気候風土適応住宅に適合する項目がある。



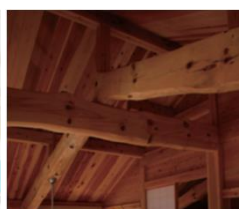
土塗壁



落とし込み
板壁



床板張り



化粧野地板
天井



地場製作の
木製建具



茅葺き屋根



面戸板現し



せがい造り

上記、3項目はR7.4月より追加

省エネ基準への評価について

○仕様基準

外皮基準	<u>適合除外</u>
一次エネ基準	告示で定める設備に適合すること。

○標準計算

外皮基準	<u>適合除外</u>
一次エネ基準※	<u>標準的な外皮性能があると仮定して一次エネを算出し、基準値以下となること。</u>

※一次エネルギー消費量の算出にあたっては、国研 建築研究所が所管するWebプログラムを使用